

東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設放射線障害予防規程

平成16年 4月 1日 制定

平成17年 4月 1日 改正

平成18年 5月 1日 改正

平成22年 9月16日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」並びに他の関係法令（以下、「法令」という。）に基づき、東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設（以下「施設」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの、並びに放射線発生装置（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、施設の放射線管理区域に立ち入る全ての者に適用される。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線業務従事者」（以下、「業務従事者」という。）とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため施設管理区域に立ち入る者で、施設長が放射線業務従事者として認可した者をいう。
- (2) 「施設業務従事者」とは、前項の業務従事者のうち施設所属の者をいう。
- (3) 「R I等共用設備」とは、共用装置管理部運営規則に基づく共用設備のうち、放射性同位元素等の取扱いに係るものをいう。

(他の規則等との関連)

第4条 放射性同位元素等の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則等の定めによる。

- (1) 施設規則
- (2) 共同利用委員会規則
- (3) 共用装置管理部運営規則
- (4) 加速器管理部運営規則
- (5) 放射線管理室運営規則

- (6) 共用装置利用規程
- (7) タンデム委員会規則
- (8) 加速器管理部設備利用規程
(マニュアル等の制定)

第5条 施設長は、法並びに規則及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる運用基準等（以下「マニュアル」という。）を定めるものとする。

- (1) 管理区域立入マニュアル
- (2) 放射性同位元素取扱マニュアル
- (3) 放射性廃棄物取扱マニュアル
- (4) 共用設備放射線安全取扱マニュアル

2 前項第1号から第4号までに掲げるマニュアルについては、放射線管理室において作成し、放射線管理委員会の承認を受けるものとする。

3 第1項第4号に掲げるマニュアルについては、R I等共用設備ごとに共用装置管理部において作成し、放射線管理委員会の承認を受けるものとする。

(遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、この規程に定めるもののほか、関係法令を遵守し、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

2 施設長は、主任者が法令及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 施設長は、第9条に定める放射線管理委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 施設における放射性同位元素等の取扱いに係る安全管理に従事する者及び取扱等業務に従事する者の組織は、別図のとおりとする。

(R I安全総括責任者)

第8条 施設長は、R I安全総括責任者として施設における放射性同位元素等の取扱いに係る安全管理の総括責任を負う。

(放射線管理委員会)

第9条 施設に放射線管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、施設長の諮問に応じて、施設における放射線障害防止計画等の安全管理に関する事項を審議する。

3 委員会の組織及び任務並びに運営は、別に定める施設放射線管理委員会規程による。

(放射線取扱主任者)

第10条 施設長は、第1種放射線取扱主任者免状（以下「主任者免状」という。）を有する者（以下「有資格者」という。）のうちから、主任者を選任しなければならない。

(主任者の職務)

第11条 主任者は、放射線管理業務の統括及び放射線障害の発生防止に関する監督指導を行う。

2 主任者は、施設における放射性同位元素等の取扱いの状況が、法の規定に適合するように努めなければならない。

(放射線取扱主任者の代理者)

第12条 施設長は、主任者が疾病その他の事故等によりその職務を行うことができない期間中、有資格者のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選出し、主任者の職務を代行させなければならない。

(放射線取扱主任者の定期講習)

第13条 施設長は、主任者に法令で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(放射線管理室)

第14条 施設に放射線管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室は、定常的な放射線管理業務を行うとともに、施設、設備について保守及び整備を行う。

3 管理室は、主任者の監督のもとに、業務従事者に対する指導、教育訓練その他放射線障害の防止に関する業務を行う。

(共用装置管理部)

第15条 共用装置管理部は、共用装置管理部長の統括の下に、R I 等共用装置の維持管理業務を行う。

2 施設長は、共用装置管理部長の推薦に基づき、R I 等共用装置ごとに安全管理担当者（以下「担当者」という。）を選任し、承認に則した装置の稼働、当該設備の維持、保全及び管理に関する業務を行わせる。

(加速器管理部)

第16条 加速器管理部は、加速器管理部長の統括の下に、R I 等共用装置の維持管理業務を行う。

2 施設長は、加速器管理部長の推薦に基づき、R I 等共用装置ごとに担当者を選任し、承認に

則した装置の稼働、当該設備の維持、保全及び管理に関する業務を行わせる。

(事務室)

第17条 事務室は、施設長の統括の下に、放射性同位元素等の取扱い及び建物の維持管理に係る予算措置を行う。

(連絡)

第18条 前4条に定める業務の遂行に際しては、主任者と緊密な連絡を保ち、必要に応じてその指示を受けなければならない。

(業務従事者等)

第19条 施設で放射性同位元素等を取り扱う者は、所属機関において業務従事者の登録を行ったうえで共同利用の申請を行い、当施設の教育訓練を受講し、施設長に業務従事者として認可された者でなければならない。

2 施設業務従事者の登録を行う場合、施設長は健康診断と教育訓練の結果を照査して放射線の取扱いに支障がないと認めたものを施設業務従事者とする。

3 建物設備・機器等の保守・修理の目的で、業者等が一時的に管理区域に立ち入って作業する場合については、一時立入者として主任者または担当者の監督のもとに作業を行わせるものとする。

第3章 管理区域

(管理区域)

第20条 施設長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 施設長は、管理区域を設定し、又は変更するにあたって、委員会の議を経なければならない。

3 放射性同位元素等の取扱いは、管理区域内で行わなければならない。

(管理区域における遵守事項)

第21条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 主任者の許可を得た者でなければならない。

(2) 管理区域の入退域は、定められた出入り口から、本人の名前で登録されたカード等を使用して行うこと。

(3) 個人被ばく線量計は、所定の部位に着用すること。

(4) 管理区域内において、飲食、喫煙を行わないこと。

- (5) 定められた作業衣、必要な保護具等を着用すること。また、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
- (6) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに管理室に連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えるものは、管理区域から持ち出さないこと。汚染が発見された場合には管理室に連絡して汚染除去を行い退出すること。
- (8) 前各号のほか、第5条第1項各号に掲げるマニュアルに従うこと。

第4章 維持及び管理

(施設等の届出)

第22条 施設において、放射線施設若しくは設備の新設又は変更を行う場合は、担当者から管理室に届け出て、法令に基づく申請等の手続を要するか確認をしなければならない。

- 2 前項において必要と判断された場合、担当者は、文部科学省において届出が受理または申請の承認を得たうえで行わなければならない。

(維持及び管理)

第23条 管理室は、建物、電気、水道、通信等の保守管理、点検、巡視、および排気、排水、放射線モニタリング等の基幹設備の運転、保守を行う。

- 2 共用装置管理部及び加速器管理部の担当者は、R I等共用装置の維持管理状況の点検、巡視を行う。
- 3 前2項の結果異常を認めた場合には、主任者を通じて施設長に報告し、報告を受けた施設長は修理等必要な措置を講じなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りでない。

(施設の点検)

第24条 主任者及び管理室は、別表に掲げる事項について定期的に施設の点検を実施し、実施年月日、実施者氏名、点検の結果及びこれに伴う措置の内容を記録し、主任者を通じて施設長に報告しなければならない。

- 2 施設長は、前項の報告を受け、異常が認められたとき、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。

第5章 使用等

(使用の申請)

第25条 放射性同位元素等を使用する場合は、所定の手続きにより、氏名、放射性同位元素等の種類、方法、使用場所、期間等（以下「使用条件」という。）を明記して施設の使用申込みを行い、施設長の許可を受けなければならない。

(放射性同位元素等の使用)

第26条 放射性同位元素等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条の許可を受けた使用条件のもとで使用すること
- (2) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくするように、作業手順を整え、十分な模擬実験の後に取扱いを開始すること。
- (3) 適切なしゃへいを行うこと。
- (4) 放射線源との間に十分な距離をとる措置をとること。
- (5) 使用中にその場を離れる場合は、使用場所に適切な表示を行い、必要に応じて区画を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- (6) インターロックを設置している場合は、使用前にその機能が正常であることを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。
- (7) 自動表示装置を設置している場合は、使用前にその作動が正常であることを確認するとともに、使用中はその表示を行うこと。
- (8) 使用の都度使用の記録を行うこと。
- (9) 前各号のほか、第5条第1項第2号、第4号に掲げるマニュアルに従うこと。

(非密封放射性同位元素の使用)

第27条 非密封放射性同位元素又はこれに汚染されたものを取扱う場合は、前条各号のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排気設備が正常に作動していることを確認すること。
- (2) 吸収材、受け皿の使用等汚染の拡大防止に必要な措置を講ずること。
- (3) 作業室においては、専用の作業衣、保護具を着用して作業すること。また、これらを着用して管理区域から退出しないこと。
- (4) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があつた場合は、直ちに管理室に連絡をとり、その指示に従うこと。
- (5) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。

- (6) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

(密封放射性同位元素の使用)

第28条 密封線源を取扱う場合は、第26条各号のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に、放射線測定器等により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。
- (3) 前号の装置の操作キーは、担当者の許可がなければ使用してはならないこと。
- (4) 線源を移動して使用する場合は、使用后直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、直ちに管理室又は担当者に連絡し、その指示に従うこと。

(放射性同位元素の受入れ及び払出し)

第29条 放射性同位元素の購入、受入れ及び払出しは、主任者の承認を得た上で行わなければならない。

(保管)

第30条 放射性同位元素の保管は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵施設において保管すること。
- (2) 貯蔵施設にその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないこと。
- (3) 貯蔵箱及び耐火性の容器は、施錠設備のある室に設置し、かつ、その鍵は、管理室又は担当者が管理し、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運びできないようにすること。
- (4) 非密封放射性同位元素は、貯蔵室に保管すること。また、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受け皿を使用し、貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。
- (5) 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、装置の操作キーは、担当者が管理すること。
- (6) 保管の都度保管の記帳を行うこと。
- (7) 前各号のほか、第5条第2号に掲げるマニュアルに従うこと。

(運搬)

第31条 放射性同位元素を管理区域内において運搬するときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

2 放射性同位元素を施設に搬入する者又は施設から相手方へ搬出する者は、放射性同位元素を放射性輸送物として梱包し、所定の手続きにより、搬入または搬出しなければならない。

(廃棄)

第32条 非密封放射性同位元素の廃棄は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃物、難燃物及び可燃物等に区分し、保管廃棄設備の所定の容器に保管廃棄する。
 - (2) 液体状の放射性廃棄物は、濃度により区分し、保管廃棄設備に保管廃棄するか、排水設備により廃液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水する。
 - (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気する。
 - (4) 管理室は、保管廃棄設備の鍵及びその廃棄物を管理する。
 - (5) 管理室は、保管廃棄されている廃棄物を廃棄業者に引き渡し、その記録を保管すること。
- 2 密封放射性同位元素は廃棄をせず、管理室が廃棄業者等に引渡し、引渡しの記録を保管する。
- 3 前各項のほか、第5条第1項第3号に掲げるマニュアルに従う。

第6章 測定

(放射線測定器等の保守)

第33条 管理室は、放射線管理上必要な放射線測定器を備え、これが常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第34条 管理室は、管理区域内及びその境界、事業所の境界その他放射線障害のおそれのある場所について、次の各号に従い放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を、取扱開始前及び取扱開始後にあつては1月に1回以上、排気及び排水の測定については、その都度測定し、その結果を評価し記録する。

- (1) 放射線の量の測定については、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界及び事業所の境界について、原則として1センチメートル線量当量率について放射線測定器を用いて行う。
- (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行う。ただし、排気設備の排気口については、排気中の放射性同位元素の濃度を測定又は計算し、排水設備の排水口については、排液中の放射性同位元素の濃度の測定をもってあてる。

(3) 次の項目について測定結果を記録し、保存する。

- イ) 測定日時
- ロ) 測定箇所
- ハ) 測定をした者の氏名
- ニ) 放射線測定器の種類及び形式
- ホ) 測定方法及び測定結果

(個人被ばく線量の測定)

第35条 管理室は、管理区域に立ち入る者について、適切な個人被ばく線量計を着用させ、外部被ばく線量を測定する。一時立入者の被ばくの測定は、外部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがある場合に限り測定を行う。

2 前項の測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行う。

3 個人被ばく線量計は胸部（ただし女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を施設長に書面で申し出た者を除く）にあつては腹部）に着用する。

4 身体部位のうち、外部被ばく線量が最大となる部位が、胸部及び上腕部以外の部位（ただし女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を施設長に書面で申し出た者を除く）にあつては腹部及び大腿部以外の部位）である場合には、その部位にも個人被ばく線量計を着用する。

第36条 管理室は、業務従事者が放射性同位元素を誤って摂取した場合若しくはそのおそれがある場合又は必要があると認めた場合には、内部被ばくの測定を行う。

第37条 管理室は、業務従事者の身体に除染が困難な表面汚染が発生した場合には、表面汚染密度の測定のほか、適切な措置をとる。

第38条 管理室は前3条の測定結果を、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月ごと及び年度ごと並びに女子は1月ごとにし、下記の項目について集計、記録し、その写しを本人に交付する。

- イ) 測定対象者の氏名
- ロ) 測定をした者の氏名
- ハ) 個人被ばく線量計の種類及び形式
- ニ) 測定方法
- ホ) 測定部位及び測定結果

(被ばく線量の算定)

第39条 管理室は、業務従事者の被ばく線量を前条の集計の都度算定し、主任者に報告しなければならない。

2 共用装置部門長、加速器管理部門長及び担当者は、当該グループの業務従事者の被ばく線量の算定に関し、管理室に協力しなければならない。

3 被ばく線量の算定については、次の項目を記録する。

- イ) 算定年月日
- ロ) 対象者の氏名
- ハ) 算定した者の氏名
- ニ) 算定対象期間
- ホ) 実効線量
- ヘ) 等価線量及び組織名

4 前項の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録すること。

- イ) 集計年月日
- ロ) 対象者の氏名
- ハ) 集計した者の氏名
- ニ) 集計対象期間
- ホ) 累積実効線量

5 主任者は、前2項の記録の写しを本人に交付する。

第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第40条 施設長は、業務従事者の教育訓練に関する実施要項に基づき、業務従事者に対し、放射性同位元素等の取扱いに必要な教育訓練を行わなければならない。

2 教育訓練の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 新規取扱者教育訓練は、業務従事者として管理区域に立ち入る前。
- (2) 再教育は、継続して業務従事者である者について、前回の教育訓練から1年を超えない期間ごと。

3 前各項のほか、施設利用者、一時立入者に対する教育等主任者が必要と認めた場合には、臨時の教育訓練を行う。

- 4 主任者、共用装置管理部長、加速器管理部長及び担当者は業務従事者に対し、放射線障害予防規定その他放射線障害の発生を防止するために必要な事項を周知させなければならない。

第8章 健康管理

(健康診断等)

第41条 施設長は保健・健康推進本部と連携して、業務従事者の健康管理に関する実施要項に基づき、施設業務従事者に対して、所定の健康診断を受診させなければならない。

- 2 受診の時期は、新たに施設業務従事者となる者は業務従事者として放射線の取扱を始める前、前年度から引続き施設業務従事者である者については、6月を超えない期間ごととする。
- 3 業務従事者の線量が、実効線量で5 mSv又は等価線量限度を超えた場合又はその恐れがある場合には、主任者は直ちに当該者に健康診断を受診させなければならない。
- 4 主任者は、健康診断の結果について本人に通知する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第42条 主任者は、取扱者が放射線障害を受け、又はそのおそれのある場合には、保健・健康推進本部長と協議しその程度に応じ、健康の保持に必要な措置を施設長に具申しなければならない。

- 2 施設長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

第9章 記帳および保存

(記録の保存)

第43条 主任者は、第24条、第26条から第28条、第30条から第32条、第34条及び第40条の帳簿は、毎年三月三十一日または事業所の廃止などを行う場合は廃止日に帳簿を閉鎖し、5年間保管させなければならない。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射線発生装置の種類
- ウ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- エ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ、払出し

- ア 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量

イ 受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(3) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

ア 放射性同位元素等の種類及び数量

イ 工場又は事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法

ウ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

第10章 緊急時の措置及び報告

(災害時の措置)

第44条 火災、地震等の災害が発生した場合には、施設緊急連絡網により関係者に連絡をするとともに、必要に応じて施設、設備の点検を実施しなければならない。点検の結果は、管理室、主任者を経て、施設長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第45条 火災、地震、運搬中の事故等の災害により、放射線障害が発生し、又はそのおそれがある場合には、発見者は、応急措置を講ずるとともに、直ちに管理室に通報する。

2 通報を受けた管理室は、主任者に連絡をする。

3 主任者は、第1項に掲げる事態が発生した場合には、必要な指示を与え対策を講ずるとともに、直ちに施設長に報告しなければならない。

4 連絡を受けた施設長は、放射線関係緊急連絡網により学内および学外の関係機関にその概要を報告するとともに、直ちに文部科学大臣等の関係機関の長に届け出なければならない。さらに、その状況や処置について10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(緊急時の報告)

第46条 次の各号に該当する事態が発生した場合には、発見者は、直ちに管理室に通報する。通報を受けた管理室は、主任者に連絡をする。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときは除く。

ア 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超える恐れがないとき。

- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超える恐れのあるとき

ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

イ 事業所の境界（及び事業所の人居住する区域）における線量

- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又はこえるおそれがあるとき

ア 業務従事者 : 5mSv

イ 業務従事者以外の者 : 0.5mSv

- (8) 業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき

(報告)

第47条 施設長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、実効線量の分布等を「放射線管理状況報告書」により期間経過後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

第48条 特定放射性同位元素に係る以下の行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に文部科学大臣に報告をしなければならない。

- (1) 輸入、受入れまたは払出し。
- (2) 前述の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更(当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。)した場合。

2 許可届出使用者は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を翌年度6月末日までに行う。

(補則)

第49条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第50条 この規程の改廃については、委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京大学原子力研究総合センター放射線障害予防規定(昭和40年8月2日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。